「確約手続に関する対応方針(案)」に対する意見(概要)



1.背景

TPP11協定の締結に伴い、独占禁止法上(以下、独禁法)の違反の疑いのある行為について、公正取引委員会(以下、当局)と事業者との合意により、自主的に解決する「確約手続」と呼ばれる制度が導入。

2.確約手続

- ①確約手続とは、これまでの排除措置命令又は課徴金納付命令と比べ、競争上の問題をより早期に是正し、当局と事業者が協調的に問題解決をし、独禁法の効率的かつ効果的な執行を行うもの。
- ※司法上の措置と異なり、当局が行う措置は行政処分だが、手続き的には、いわゆる司法取引と類似。
- ②違反が疑われる行為に対して、当局の通知により、事業者が当該行為を自主的に排除する確約計画を作成・申請。当局から当該確定計画を認定を受けることで、事業者は排除措置命令、課徴金納付命令を受けず、独占禁止法にも違反とならない。
- ※確約手続、又は通常の調査を受け入れるかは、事業者の自由。
- ③確約手続は国際標準であり、既にEU・米・中・韓で導入。

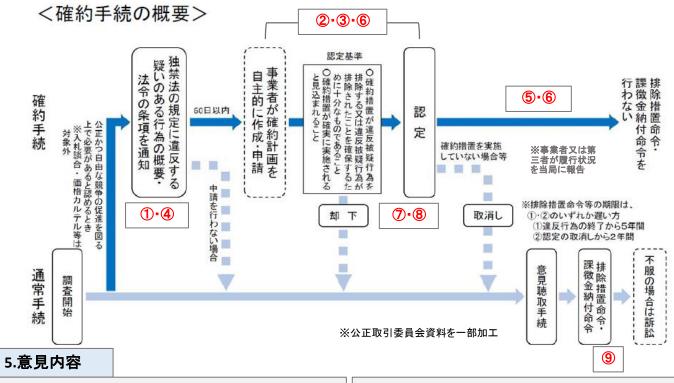
3.施行期日

TPP11協定の発行日

※6ヶ国以上が各国の国内法上の手続を完了する必要があり。現在国内手続き終了は、メキシコ、日本、シンガポールの3ヶ国。

4.確約手続を選択できない行為

- ①入札談合、受注調整、価格カルテル、数量 カルテル等の違反被疑行為
- ②過去10年以内に行った違反行為と同一(繰り返し)の違反被疑行為
- ③刑事告発相当の悪質かつ重大な違反被疑 行為



<総論>

確約手続は、競争上の問題を早期是正するため、初めて導入される制度。 不当な取引等に苦しむ中小企業をはじめとする<u>被害企業に資する制度</u>であるが、運用に当たっては透明性、公正性を高め、適切に機能させるべき。 また、定期的に制度運用の評価を行い、必要に応じて見直しを図ること。

<各論>

①確約手続に付すことが適当と判断する基準

確約手続の対象となり得る行為について、確約手続に付すことが適当と 判断する際の基準や具体的な事例を明示すべき。

②確約計画が認定されるまでの期間

確約手続を申請する事業者が予見可能性を確保し、及び、違反被疑行 為が排除されるまでの期間を被害企業が把握するため、<u>ある程度の目安と</u> なる標準的な処理日数及び上限を明示すべき。

③認定申請書類の作成、確約計画の策定に係る相談対応

中小・小規模企業がその企業規模による法務対応力の差ゆえ、大企業 に比して不利益を被ることが無いよう、<u>確約計画の円滑な策定に向けたき</u> め細かい相談対応を望む。

④違反被疑行為の排除

確約手続の申請時点において、違反被疑行為が排除されていることを確認する手段や、排除されていると判断する基準を定めるべき。

⑤確約措置の履行状況を当局に定期的に報告する「第三者」

確約手続を申請した事業者が委託する独立した「第三者」について、<u>どのような基準で「第三者」の独立性を判断し、また、どのような場合、どの程度</u>の期間、「第三者」に委託しなければならないのか明示すべき。

- ⑥申請された確約計画、認定された確約計画に係る被害企業の参加 確約計画が認定要件に適合するか否かの判断時や、確約計画の認定後 に、被害企業が意見を述べられる制度を設けるべき。
- ⑦確約計画に基づく金銭的価値回復と賦課される課徴金との調整 確約計画に基づく金銭的価値の回復措置を行ったものの、<u>確約計画が却</u> 下され課徴金が賦課された場合、既に支払った金額については課徴金か ら減額されるべき。
- ⑧確約計画の認定・却下の判断基準を明確化、却下前の相談等の実施確約計画の認定・却下の判断基準を具体的に示すとともに、却下の判断を行う前に、確約計画が認定要件に適合するよう相談対応を行うべき。

⑨確約手続に係る提出資料の取扱い

確約計画が却下等された場合、確約手続において提出した資料が、当局 が法的措置を採った際に証拠として使用されることがあり得る旨を、確約手 続申請前に明示すべき。資料の提出等は、調査協力として評価すべき。